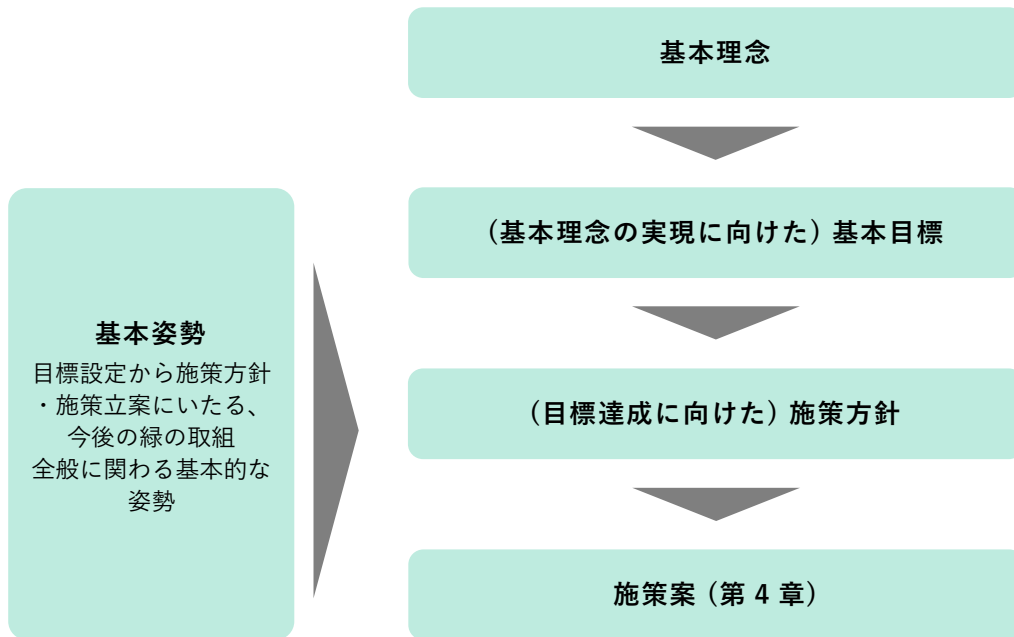


# 第3章 緑の将来像

本章では、本計画の柱となる基本理念や、今後の緑の取組全般に関わる基本姿勢を定めるとともに、基本理念実現に向けた基本目標、目標達成に向けた施策方針について整理を行います。

## 《本章の構成》



### 市の木 クスノキ

枝葉がよく繁り、生育しやすい長命なクスノキは、ときに30mを超える大木になることもあります。地域の神社等に多く植えられており、大分八幡宮の大楠は県の天然記念物に指定されています。

## 3-1 基本理念

第2次飯塚市総合計画の都市目標像やまちづくりの基本理念、飯塚市都市計画マスタープランのまちづくりの理念や基本目標を踏まえ、本計画の基本理念を「人と自然が共生する 豊かで健幸なまち ～緑を守り 縁ある暮らし～」と設定しました。

### 第2次飯塚市総合計画

《都市目標像》

人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち  
～ 共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか ～

《まちづくりの基本理念》

1. 人権を大切にする市民協働のまち
2. 共に支えあい健やかに暮らせるまち
3. 活力とうるおいのあるまち
4. やさしさと豊かな心が育つまち
5. 水と緑豊かな快適で住みよいまち

### 飯塚市都市計画マスタープラン【改訂版】

《まちづくりの理念》

健幸と共生社会を目指し、多様な連携を図る  
コンパクトなまちづくり

《まちづくりの基本目標》

- ① 誰もが安心して暮らせる共生のまち
- ② 未来を創る活力あるまち
- ③ 住みたくなる住み続けたくなる魅力あるまち

### 本計画の基本理念

人と自然が共生する 豊かで健幸なまち  
～ <sup>みどり</sup>緑を守り <sup>えん</sup>縁ある暮らし～



## 3-2 基本姿勢

緑に関する機能やサービスを維持・継続し、人口減少や少子高齢化の進展といった社会情勢の変化の下、限られた予算の中で、多様化する市民ニーズに対応していくためには、緑について、量から質へ転換を図っていく必要があります。しかしながら、これまでの考え方を踏襲するのみでは、緑の量を減らす中で質を維持することは困難です。

そこで、本計画においては、緑について、真に量から質へ転換を図りながらも、機能やサービスの質を維持していくため、全ての取組に通じる考え方として、次の5つの基本姿勢を定めました。

### 本計画の基本姿勢

#### 1 量から質への転換

本市の人口がすでに減少局面に入り、財政状況も今後厳しさを増していく中、これまでのように緑地の拡大を図ることは困難であり、また適切な方策とは言えません。今後は人口や予算規模に合わせて、公園等の規模や数量を調整するとともに、真に必要な施設を絞って重点的に整備することで、限られた予算を有効に活用していく必要があります。

このため、費用対効果の向上により、限られた予算の中でもサービス水準を維持・向上させながら、緑の量から質への転換を図っていきます。

#### 2 社会情勢の変化への柔軟な対応

人口減少・少子高齢化から地球環境問題や災害リスクの増大、さらには健康や景観、子育て等に対する市民意識の変化に至るまで、近年の社会情勢は大きく変化しており、それに合わせて緑地・緑化に対するニーズも変化しています。

このため、社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、緑の質の向上を図ります。

#### 3 緑の多機能化とまち全体での機能共有

自然は環境保全、農地は農業、公園はレクリエーション、道路は移動、建物は景観といったように、特定の場所や施設が単一の機能を持つ状態では、緑の量の減少を質でカバーすることは困難です。

そこで、緑の持つ多様な機能をしっかりと把握し、個々の場所や施設に多機能を持たせるとともに、異なる種類の施設間でそれらの機能を共有することで、緑の量から質への転換を後押しします。

例えば、散策をしたりベンチで休んで自然に癒されたりといった公園の機能を、緑あふれる歩道や河川敷で代替することで、緑の量から質への適正な転換が可能になると考えています。

#### 4 賢い運用と適切な維持管理

市内には、関の山、三郡山地や遠賀川に代表される豊かな自然、多くの歴史・文化資源や公園施設が存在しますが、施設の老朽化や不十分な維持管理のために、利用しづらくなっている施設や本来の価値を発揮できていない施設があります。

また、すばらしい景観や機能を有していながら、情報が十分でなかったり、ニーズに合わせた一工夫が足りないために、十分に利用されていない施設もあります。

このため、情報発信やニーズに合わせた一工夫などの賢い運用と、適切な維持管理により、施設の価値を最大限に発揮させることで、緑の質の向上を図ります。

#### 5 市民や事業者との協働による質の向上

近年、緑や水に関する市民活動が活発になっており、緑の維持管理において市民や事業者の存在はなくてはならないものとなっています。

また、施設の整備においても、市民や利用者の声を集め、ニーズに合った施設を作ることで、より質の高い施設の整備につながります。

このため、市民や事業者との協働をより一層推進することで、持続可能で質の高い緑の整備や維持管理を推進します。



### 3-3 緑の基本目標と施策方針

3-1 で定めた基本理念「人と自然が共生する 豊かで健幸なまち ～緑を守り 縁ある暮らし～」の実現に向けた基本目標と、目標達成のための施策方針を次のとおり定めます。

なお、基本目標と施策方針の設定に際しては、P.33「緑の課題」で示した 8 つの視点から整理を行いました。

#### 《緑の基本目標と基本施策》

視点	基本目標	施策方針
環境保全	豊かな自然や農地と共生するまち	緑地や河川、農地等の保全・管理
生物多様性保全	多様な生物と共生するまち	多様な生物の生息・生育環境の保全
まち並み形成	水・緑・歴史文化が融け合う情緒あふれる安らぎのまち	歴史文化と一体となり、景観の質を高める緑の創出
にぎわい創出	市内のいたるところで交流とにぎわいが生まれるまち	緑を活用したにぎわい拠点の形成
健幸増進	若者からお年寄りまで、身近な場所でレジャーや運動を楽しめるまち	健康・福祉の増進に向けたあらゆる緑の活用
子育て・教育	子ども達が自然とふれあいながら遊び、学べるまち	緑を通じた遊び場や学びの場の形成
防災・減災	災害発生時にみんなが安全に避難できるまち	オープンスペースの防災機能強化
維持管理・運営	将来に渡り緑を大切に活かすまち	持続可能でニーズに合わせた緑地運営と協働による維持管理

## 3-4 緑の確保目標水準

ここでは、将来像を実現するための緑の確保目標水準を設定します。

### 3-4-1 緑の量に関する目標

本市における 2031(令和 13)年の緑地面積の目標水準は、施設緑地については、飯塚市公園等ストック再編計画における用途変更の目標及びその他施設緑地維持の方針に基づき 250.72ha を目標とします。

地域制緑地については、本計画の基本理念による緑地維持の方針を踏まえ、17,568.89ha を維持することを目標とします。

《緑地全体の目標水準》

区分	2019(平成 31)年 【現況値】	2031(令和 13)年 【目標値】
(1)施設緑地	269.97ha	250.72ha
(2)地域制緑地(※1)	17,568.89ha	17,568.89ha
緑地面積計(※2)	17,838.86ha	17,819.61ha

※1 地域制緑地の面積は重複を含む

※2 緑地面積計は施設緑地・地域制緑地の重複を含む



## (1) 施設緑地(公園等)の目標水準

2011(平成 23)年 2 月に策定された改訂前の本計画では、2026(令和 8)年度における公園等の目標水準を 2016(平成 28)年度比で 15%増加の 300ha としていました。しかしながら、今後の人口減少に伴う公園利用者の減少や、社会保障費・維持更新費用の増大に伴う財政制約等社会情勢の変化を踏まえ、目標水準の見直しを行うことで、将来に向けて持続可能な公園の管理運営を図ります。

公園等については、本計画の関連計画である「飯塚市公共施設等のあり方に関する第 3 次実施計画」(2017(平成 29)年 7 月)において、公園施設に関する総量の最適化方針を「利用圏域の人口減少率に合わせて公園面積を削減」とし、2010(平成 22)年から 30 年後の 2039(令和 21)年までに約 20%削減することとしています。また、その方針に基づき、2021(令和 3)年に策定された飯塚市公園等ストック再編計画では、今後 9 年間でおよそ 10%の用途変更を目標としています。

こうした背景に基づき、本計画においても、2031(令和 13)年までに公園施設を約 10%(▲19.25ha)用途変更することを目標水準とします。

なお、都市公園は都市公園法の定めにより基本的に用途変更ができず、都市計画法に基づいて設置された開発遊園についても、現状では用途変更が困難な状況にあることから、児童遊園、都市計画法に基づいて設置されたもの以外の開発遊園、その他の遊公園を対象に再編を図るものとします。また、用途変更する公園の選定に際しては、公園誘致圏の重複状況や居住誘導区域内の立地有無等を踏まえて選定を行い、サービス水準の著しい低下を防ぐとともに、存続する公園に関しては、公園施設の改築や新設により魅力ある公園づくりを行うことで、量から質への転換を図っていきます。長期未整備となっている都市計画公園については、全市的な視点から見直し、適正配置に努め、計画的な都市公園を目指します。また、運動場、キャンプ場等については存続を基本とし、ニーズの変化等を加味しながら、今後必要な時期に統廃合等の検討を行うものとします。

### 《施設緑地の目標水準》

種類	種別	2019(平成 31)年 【現況値】	2031(令和 13)年 【目標値】	備考
都市公園	広域公園	51.00ha	51.00ha	筑豊緑地
	—	125.06ha	125.06ha	
公共施設 緑地	児童遊園 開発遊園 その他の遊公園	67.23ha	47.98ha	約 10% 用途変更
	運動場等 キャンプ場 自転車歩行者専用道路	26.68ha	26.68ha	
合 計		269.97ha	250.72ha	

資料：飯塚市公園等ストック再編計画(R3)



## (2) 地域制緑地の目標水準

公園等については前頁のとおり用途変更することを目標としましたが、自然公園、農用地区域及び山林がその大半を占める市内の地域制緑地は、歴史や文化とともに受け継がれてきた本市の財産であり、本市の豊かさや潤いを形成する重要な要素となっていることから、現状の面積約17,568.89ha(重複含む)を維持することを目指します。

### 《地域制緑地の面積》

区分	名称	面積
都市計画法	第三種風致地区(高宮公園敷地)	2.20 ha
自然公園法	太宰府県立自然公園	3,683.00 ha
農業振興地域整備法	農用地区域	2,248.30 ha
森林法	保安林	3,199.03 ha
	地域森林計画対象民有林	8,434.76 ha
文化財保護法	川島古墳	0.40 ha
	小正西古墳	0.40 ha
	城ノ腰ため池のオニバス	0.80 ha
合計(※1)		17,568.89 ha

※1 各種地域制緑地間の重複を含む

## 3-4-2 緑の質に関する目標

今後は人口や予算規模に合わせて公園等の規模や数量を調整し、量から質への転換を図っていく必要があります。

このため、緑の量に関する目標に加え、以下のとおり緑の質に関する目標を設定しました。

### 《緑の質に関する目標》

【目標】	2019(令和元)年 【現況値】	2031(令和13)年 【目標値】
公園の質に関する満足度	「満足」・「概ね満足」の割合 12.7%	「満足」・「概ね満足」の割合 30%
公園に行く頻度	「月に1回以上」の割合 24.0%	「月に1回以上」の割合 40%

※現況値は市民アンケート調査(2019(令和元)年実施)の結果をもとに設定

